

フランスにおける事後的違憲審査制の導入と 「合憲性の優先問題」

憲法第61-1条ならびに2009年12月10日組織法律に基づく
憲法院の違憲審査について

中京大学法科大学院教授
横尾日出雄

1. はじめに
2. 2008年7月23日憲法改正と事後的違憲審査制の導入
 - (1) 2008年7月23日憲法改正の概要
 - 大統領の地位・権限に関する改正
 - 国会の権限の強化と政府に対する統制に関する改正
 - 市民の権利保障と参画の拡大に関する改正
 - (2) 憲法第61-1条の新設と事後的違憲審査制の導入
 - 「憲法院」(第7章)に関する規定の改正
 - 憲法第61-1条の新設と第62条の改正による事後的違憲審査制の創設
3. 事後的違憲審査制と「合憲性の優先問題」
 - (1) 2009年12月10日組織法律と「合憲性の優先問題」
 - 2009年12月10日組織法律の制定と2009年12月3日憲法院判決
 - 2009年12月10日組織法律の概要
 - 2009年12月10日組織法律と「合憲性の優先問題」
 - (2) 2009年12月10日組織法律による1958年11月7日オルドナンスの修正とその内容
 - コンセイク・デタまたは破毀院に属する裁判所に適用される諸規定(第23-1条~第23-3条)
 - コンセイク・デタおよび破毀院に適用される諸規定(第23-4条~第23-7条)
 - 憲法院に適用される諸規定(第23-8条~第23-12条)
 - (3) 事後的違憲審査制の特質と問題点
 - 抗弁による事後的違憲審査制の憲法上の特質と問題点
 - 組織法律により具体化された「合憲性の優先問題」における特質と問題点
4. おわりに

1. はじめに

1958年に制定されたフランス第五共和制憲法は、2008年7月23日の憲法改正によって、⁽¹⁾24回目の改正が施されたが、この改正は、その内容と規模において、これまでの改正とは比較できないほどの重要な変更がなされ、第五共和制憲法の特質を大きく転換するものとなった。この憲法改正は、およそ50箇所に及ぶ大規模なもので、改正の内容も、大統領の多選の禁止、政府の権限の制約、国会の権限の強化、国会における野党の地位と権限の強化、法律施行後の違憲の抗弁と憲法院による事後的違憲審査、有権者の支持を得た議員発案による立法国民投票の導入など、統治制度全般にかかわる根本的な改正となっている。大統領権限の強化と国会権限の制約を特徴としていた第五共和制憲法の構造は、この改正によって、諸制度を現代化して公権力の諸組織の間の均衡を回復するという名目で、国会権限の強化と執行権の統制の強化が図られ、市民が統治に参画する権利が拡大される方向に転換されている。

この改正では、執行権の統制とくに大統領の地位・権限の改革、国会の権限とくに政府に対する統制の強化、市民の権利保障と参画の拡大、という3つの方向性を目指した改革がなされている。⁽²⁾

大統領の権限に関する改革という点では、たとえば、大統領の国民投票付託権を定めた第11条の規定についても改正が施され、有権者の支持を得た一定数の議員の発案に基づくものも議員提出法案として国民投票に付託することができるようになった。従来までは大統領のみに認められていた国民投票を組織する権能が、国会議員にも認められるようになったことは、権力間の均衡を回復し、執行権の統制を図るといふ今次の改正の目的の一つが表れているといえる。⁽³⁾

また、国会の権限の強化と政府の統制という点では、立法過程における政府の介入が従前より制限され、国会による政府の統制が強化されたことで、従来は政府に認められていた国会の活動に対する主導的な役割が制約されることとなった。そして、政府の対議会責任制度の具体的な手続を定める憲法第49条についても、その第3項が改正され、国会の権限の強化と国会による政府の統制の強化の一端がここにも表れている。⁽⁴⁾

さらに、市民の権利保障と参画の拡大という点では、先述の第11条に基づく立法国民投票において、新たに有権者と議員の発案に基づく国民投票が認められることになった結果、市民が国民投票の組織に参画することができるようになった。また、新設された第61-1条に基づいて、市民が、裁判の当事者として、係争中の裁判で法律の規定が憲法上の権利・自由を侵害するとの主張をした場合に、コンセイユ・デタまたは破毀院の移送により付託された憲法院が、この法律の規定の合憲性を審査することとなった。⁽⁵⁾これによって、憲法院の違憲審査は、市民の抗弁による事後的な違憲審査の制度が新たに導入され、⁽⁶⁾従来までの法律の施行前の事前審査に加えて、施行後の事後審査も対象とするものとなり、違憲審査機関として憲法院の役割の重要性がますます大きくなったといえる。

そこで、本稿では、この2008年7月23日憲法改正によって、新たに導入された事後的違憲審査制について、とくにその具体的な手続等を定める2009年12月10日組織法律の内容を含めて考察し、本改正による憲法院の違憲審査制の特質と問題点を明らかにすることとする。

2. 2008年7月23日憲法改正と事後的違憲審査制の導入

(1) 2008年7月23日憲法改正の概要

2008年7月23日の憲法改正によって、第五共和制憲法は、その特質を大きく転換し、統治制度について大幅な改革を施すものとなった。とりわけ、執行権の統制とくに大統領の地位・権限の改革、国会の権限とくに政府に対する統制の強化、市民の権利保障と参画の拡大、という3つの方向性における改正としては、以下の点が重要なものとしてあげられる⁽⁷⁾。

大統領の地位・権限に関する改正

大統領の地位・権限に関しては、まず、大統領の任期が2期までに限定されることとなった(第6条の改正)。これによって、大統領は、最長2期10年までとなり、2000年10月2日憲法改正による大統領任期の短縮(7年から5年に短縮)と相まって、大統領職の職務行使期間が従前より短く固定することになった。そもそも、2000年改正において、任期を5年に短縮したのは、国民議会議員の任期と同一にすることによって、大統領選挙と国民議会選挙を同時期に実施して、コアピタシオン(保革共存)の状況を回避し、国民議会さらには首相に対する大統領の優位性を保つことにあつたが、今次の改正は、大統領の職務行使期間をより明確にすることによって、その地位の安定性と優位性を確保しようとしたものである。

また、大統領は、首相や大臣の副署を必要としない固有の権限として(第19条)、首相任命権(第8条第1項)、国民投票付託権(第11条)、国民議会解散権(第12条)、非常事態措置権(第16条)を有するが、今次の改正で、国民投票付託権と非常事態措置権の行使に関して、改革がなされた。第11条の国民投票の実施について、有権者の10分の1の支持を得た5分の1の国会議員にも国民投票の発案権が認められることによって、国民投票の発案権が拡大され、これまで大統領のみに国民投票の付託権が独占されていた状況からすれば、国民投票の制度の大きな転換となった。また、第16条の非常事態措置権の行使について、新たに第6項が新設されて、一定期間経過後に、憲法院が非常措置の発動のための要件がなおも充足されているかどうか審査する手続が定められ、大統領の権限行使に一定のコントロールを図ることが明確にされた。

そして、第13条の改正により、大統領の文武官任命権の行使に対して、一定の要職は国会両院の常任委員会の審査・投票に付されるものとなり、この権限に対する国会の統制が及ぶことになった。

なお、第18条の改正により、大統領は、教書により議会に意思を伝達するが、新たに、両院合同会議に招集された国会で大統領がその意思を表明することができるようになり、この意思表示は大統領の退席後に国会の討議の対象となるが、表決はなされないものとされた。

国会の権限の強化と政府に対する統制に関する改正

国会の地位・権限に関しては、国会の政府統制の権限が強化され、立法過程において政府にこれ

まで認められていた特権的な権限を制約する改正が施されている。

まず、第24条の改正により、国会の本質的な役割として、「法律の表決」に加えて、「政府の活動の統制」、「公の政策の評価」という点が憲法上明記され、国会の地位がより明確に位置づけられるようになった。

また、第48条の改正により、議事日程の制度が根本的に改革され、国会の決定により、政府の優先事項を保障するものだけでなく、政府の活動の統制と公の政策の評価のための案件や野党会派の発案による案件にも、優先的な議事日程が組まれることが規定された。政府の優先事項がなおも多く留保されているとはいえ、憲法規定上は、議事日程の決定を原則として政府が行うものから国会自身が行うものに転換した意味は大きい。

そして、立法過程において、上記の国会による議事日程の決定（第48条）、委員会の機能の強化（第42条、第43条、第44条、第46条）、両院議長による法律案の不受理の対抗（第41条）、迅速手続の行使に対する国会側の拒否権の導入（第45条）など、これまで政府主導で進められた立法手続に、国会側の権限が大幅に強化されることになった。

さらに、大統領による文武官の任命に対する国会両院の関与（第13条第5項）、軍事行動に対する国会への報告と延長の場合の承認（第35条）、政府活動の統制と公の政策の評価のため調査委員会の設置（第52-1条）、など、行政府に対する統制の機能が強化された。

そのうえ、国会議員と政府構成員等との兼職禁止に関して、議員の補充に関する規定を改正して、任命時に議員であった政府構成員が、政府の職務を離れた場合には、議員としての議席を回復することが想定されるものとなった（第25条第2項の改正）。これによって、議院内閣制における兼職を事実上容認するのと同様の効果が生じ、兼職禁止が大幅に緩和されたものといえる。

さらには、政府が国民議会に提出する信任問題の手続について、従前は、法律案の法文に関して責任をかけるものであったが、今次の改正によって、責任をかける対象としては、政府の政策の実施の基本となる予算法律案と社会保障財政法律案を原則とすることとなり、他の政府提出法律案または議員提出法律案の場合も含めて、法案そのものの表決に責任をかけるものとされた（第49条第3項の改正）。また、新たに、政府は、特定の問題について討議の対象となる表明を行うことができ、責任をかけることなく、この表明を表決の対象とすることができるものとされた（第50-1条の新設）。

市民の権利保障と参画の拡大に関する改正

市民の権利保障と参画の拡大のための改正としては、まず、公職等への男女の平等参画の強化（第1条・第3条の改正）、ならびに、多角的な意見の表明と政党等の公正な参加の保障（第4条の改正）という点で改正がなされた。「公職等への男女の平等参画」（「パリテ (parité)」）に関する規定は、すでに、1999年7月8日憲法改正により第3条第5項に新設されていたが、本改正によって、いわば憲法の基本理念を定める第1条の第2項に移設され、「選挙により選ばれる議員職及び公職」に加えて、あらたに「職業的・社会的要職」についてもその対象とした。後者に関しては、「政党」に関する規定である第4条に第3項を新設し、「多角的な意見の表明と政党等の公正な参加

の保障」に関する規定を定めた。

また、法律の規定が憲法上の権利・自由を侵害するとの主張を係争中の裁判の当事者たる市民が行った場合に、コンセイユ・デタもしくは破毀院の移送によって付託された憲法院が、この法律の規定の合憲性を審査することとなった（第61-1条の新設）。これによって、憲法院の違憲審査は、従来までの法律施行前の事前審査に加えて、施行後の事後審査も対象とすることとなり、違憲審査機関としての憲法院が、市民の権利を保障する機関として、ますます重要な存在となった。

そして、非常事態措置権の発動に関する憲法院の審査（第16条）、国民投票の対象となる議員提出法律案に対する憲法院による事前の審査（第61条）、政府提出法律案の提出要件の適合性に関する憲法院の事前の審査（第39条）など、公権力の行使や立法手続に関して、憲法院がその憲法適合性の判断を求められることが多くなり、市民の権利の保障や憲法上の原則の保障を担う役割がよりいっそう増すこととなった。

さらに、司法官職高等評議会（第65条）、経済社会環境評議会（第69条）が改革され、また「権利擁護官（Le Défenseur des droits）」の制度が設けられた（第71-1条の新設）ことによって、市民の権利保障のための改正が強化された。

（2）憲法第61-1条の新設と事後的違憲審査制の導入

「憲法院」（第7章）に関する規定の改正

2008年7月23日の憲法改正によって、「憲法院」に関する第7章は、以下のような改正が施された。⁽⁸⁾とくに、第61-1条の規定が新たに設けられたことで、具体的な訴訟において当事者の主張に基づく抗弁によって、憲法院による事後的な違憲審査の制度が導入されたことが、憲法院にとってきわめて重大な改正となった。

（1）憲法院の構成員の任命手続 <第56条の改正>

第56条は、「憲法院の構成や任命方法」に関する規定であり、その第1項では、憲法院が9名の構成員から成り、大統領、国民議会議長および元老院議長がそれぞれ3名ずつ任命することが定められていたが、新たな規定が加えられた。すなわち、大統領による任命については、第13条第5項の手続が適用されて、各議院における権限を有する常任委員会の投票で5分の3以上の反対票がないことが必要とされ、また両議院の各議長による任命については、当該議院における権限を有する常任委員会の意見に従うものとされた。

このように、従来、「憲法院の構成員の任命」について、大統領、国民議会議長および元老院議長が各々有していた裁量的な任命権は、それぞれ国会の各議院の意思に拘束されるようになって、この権限を枠づけるものとなった。

（2）国民投票の対象となる議員提出法律案に対する憲法院による事前的違憲審査 <第61条の改正>

第61条は、「憲法院による事前の違憲審査」に関する規定であり、その第1項で、「必要な違憲審査」の対象として、組織法律と議院規則について定められていたが、新たに、第11条に定める国民投票の対象となる議員提出法律案についても、この必要な事前の違憲審査の対象となることが

加えられた。

これまでも、国民投票に付託される法律案に対する憲法院の事前の違憲審査の問題は、国民投票にかかわる課題の一つであったが、この改正によって、憲法院の事前審査が制度として定められたことは大きな意義を有する。しかし、議員発案により国民投票の対象となる議員提出法律案のみに憲法院の違憲審査が限定され、従前から問題となっている政府提出法律案に対する事前審査がなおも除外されているという点では、問題点としては残されたままである。

(3) 違憲の抗弁と憲法院への付託 <第61-1条の新設>

「憲法院による違憲審査」は、法律の施行以前に行われる事前的な抽象的審査であったが、新たに第61-1条の規定が設けられ、「違憲の抗弁」による憲法院への移送という方法によって、事後的な違憲審査の制度が導入されることとなった。

このような制度の導入は、フランス憲法における違憲審査のあり方を大きく転換するものでもあり、一般市民の側から、具体的事件に関して憲法上の権利・自由を侵害する法律の違憲性を主張することが可能となり、その合憲性を憲法院が審査することは、ますます憲法院が憲法裁判所としての機能を果たしていくことになる。

なお、本条は、実施に必要な組織法律が定められて効力を発することになっていたが、「憲法第61-1条の適用に関する2009年12月10日組織法律（第2009-1523号）」が定められ、2010年3月1日から施行されることになった。

(4) 憲法院判決の効力 <第62条の改正>

第62条は、「憲法院判決の効力」について定める規定であるが、第61-1条の違憲の抗弁による憲法院の違憲審査制の導入に伴って、改正が施された。

第1項の規定には、新たに「第61条に基づいて」との文言が加えられて、従前の第61条による事前的な違憲審査による判決の場合の規定とされた。そして、新たに、第2項で、第61-1条による違憲の抗弁による事後的な違憲審査による判決の場合の規定が設けられ、違憲と判断された規定は、廃止されるものと定められた。また、旧第2項の規定は、新たに、第3項に移設された。

憲法第61-1条の新設と第62条の改正による事後的違憲審査制の創設

2008年7月23日の憲法改正において、違憲の抗弁による憲法院への付託を定める第61-1条が新設されたことによって、この事後的な違憲審査の場合の判決の効力に関する第62条第2項の新たな規定とともに、憲法院による事後的違憲審査制が、第五共和制憲法においてはじめて創設されたことになる。

憲法第61-1条および第62条第2項は、次のように定めている。⁽⁹⁾

<第61-1条>

裁判所に係争中の訴訟に際して、法律の規定が憲法の保障する権利および自由を侵害していると主張された場合は、憲法院は、一定の期間内に決定を行うコンセイユ・デタまたは破毀院からの移送により、この問題の付託を受けることができる。

本条の適用の要件は、組織法律が定める。

< 第62条 >

第61-1条に基づいて違憲と宣言された規定は、憲法院の判決の公表以後またはこの判決の定める期日以後に廃止される。憲法院は、当該規定により生じた効力が再検討されるための要件および範囲を決定する。

この改正には、訴訟当事者に新たな権利を付与し、憲法から導かれる権利の活用を認めること、法秩序から違憲の諸規定を排除すること、国内法秩序における憲法の優位性を確保すること、という3つの目的があると指摘されている。⁽¹⁰⁾すなわち、一般の市民の立場からすれば、訴訟における当事者として、憲法上保障される権利と自由を侵害する法律の規定に対して違憲の主張をすることが可能となり、憲法上の権利を裁判において具体的に主張することができるようになったといえる。また、国内法秩序において、憲法に違反する法律の規定を廃止して、憲法規範の最高法規性を確保し、憲法保障の要請によりいっそう応えるものとなったといえる。

改正前においては、すでに施行された法律の憲法適合性について違憲の申立てをすることはできなかったが、この改正によって、憲法第61-1条に基づいて、訴訟の当事者が違憲の申立てをする新たな権利を有することになった。これは、法律の規定が憲法により保障される権利や自由を侵害すると主張することを訴訟の当事者たる者すべてに認められる権利である。第61-1条第1項の定める「この問題 (cette question)」を受理する諸要件が充足したときに、コンセイユ・デタまたは破毀院からの移送によって付託を受けた憲法院が、「この問題」を審査し、その結果によっては当該法律の規定を廃止とすることが可能になったわけである。

このように、第61-1条の新設によって、法律の規定に対する事後的な違憲審査制が認められたこと、また、憲法院に違憲審査の提起を行う者が、大統領、首相、両院議長および60名以上の国会議員以外に、権利・自由を侵害された一般市民にも、コンセイユ・デタまたは破毀院による付託を介して、拡大されたことは、画期的な改革であった。⁽¹¹⁾そして、新たな第62条第2項により、すでに施行されている法律の規定が違憲・廃止となることが定められたことは、きわめて重要な点であり、この違憲判決の効力の影響のゆえに、憲法院自身はその効力を再検討できるための要件と範囲を決定できるものとされている。

憲法第61-1条第2項の定める組織法律として、「憲法第61-1条の適用に関する2009年12月10日組織法律 (2009-1523号)」が制定され、⁽¹²⁾2010年3月1日に施行されたが、憲法第61-1条も、これによって効力を発するものとなった。

3. 事後的違憲審査制と「合憲性の優先問題」

(1) 2009年12月10日組織法律と「合憲性の優先問題」

2009年12月10日組織法律の制定と2009年12月3日憲法院判決

憲法第61-1条第1項の違憲の抗弁による憲法院の事後的違憲審査制は、同条第2項により、その適用の要件について組織法律が定めるものと規定されている。憲法第61-1条の適用に関する組織法律は、国民議会および元老院の審議を経て、2009年11月24日に採択され、憲法院に付託された。⁽¹³⁾

付託を受けた憲法院は、この組織法律の諸規定の全体を審査し、2009年12月3日に、38項目にわたる理由を示して、この組織法律の諸規定を合憲とする判決を下した。⁽¹⁴⁾ただし、この組織法律によって、「憲法院に関する組織法律たる1958年11月7日オールドナンス第58-1067号」に追加されることになる、第23-3条最終項の規定、第23-5条最終項の規定、ならびに第23-4条と第23-7条の規定について、憲法院は解釈上の留保を行い、この3点の留保を付して合憲としたものである。

この組織法律は、憲法院による合憲判決によって、「憲法第61-1条の適用に関する2009年12月10日組織法律(2009-1523号)」として成立し、その第5条の規定に基づいて、2010年3月1日に施行された。

2009年12月10日組織法律の概要

2009年12月10日組織法律は、全5カ条から成るものであるが、その主たる目的は、「憲法院に関する組織法律たる1958年11月7日オールドナンス第58-1067号」の第2編に、「第2章の2 合憲性の優先問題について」を追加することにある。この「合憲性の優先問題」に関する諸規定は、憲法第61-1条の違憲の抗弁による事後的違憲審査制を具体化するものであり、これら諸規定について定めた本組織法律の第1条の規定が、最も重要な意味を有する。

この第1条は、「憲法院に関する組織法律たる1958年11月7日オールドナンス第58-1067号第2編第2章の後に、次のように定められた第2章の2を付け加える」として、「合憲性の優先問題について(De la question prioritaire de constitutionnalité)」と題された第2章の2に置かれる諸規定を定めている。そして、この第2章の2においては、第1節で「conseil de la Cour ou de la Cour de cassationに属する裁判所に適用される諸規定」として、第23-1条から第23-3条までの3カ条の諸規定が、また第2節で「conseil de la Cour ou de la Cour de cassationおよび破毀院に適用される諸規定」として、第23-4条から第23-7条までの4カ条の諸規定が、そして、第3節で「憲法院に適用される諸規定」として、第23-8条から第23-12条までの5カ条の諸規定が、定められている。

また、第2条では、行政裁判法典、司法組織法典、刑事訴訟法典および財務裁判所法典に、それぞれ「合憲性の優先問題」に関する諸規定を付け加えるとする諸規定が、定められている。

そして、第3条では、ニュー・カレドニアの地方法律も合憲性の優先問題の対象となり、憲法院に関する組織法律たる1958年11月7日オールドナンス第23-1条から第23-12条までの諸規定に従うこと、第4条では、本組織法律の適用の様式が、1958年11月7日オールドナンス第55条および第56条の

要件で定められること、第5条では、本組織法律の施行期日について、定められている。

2009年12月10日組織法律と「合憲性の優先問題」

憲法は、新たに設けた第61-1条において、「法律の規定が憲法の保障する権利および自由を侵害していると主張された」案件を「この問題 (cette question)」と規定しているが、2009年12月10日組織法律では、これを「合憲性の優先問題 (la question prioritaire de constitutionnalité)」との文言で定めている。本組織法律が、この合憲性の問題を「優先」的としたのは、合憲性の問題が第一審裁判所もしくは控訴院で提起された場合には、直ちに審査されなければならないという点で、また、法律の憲法適合性の問題 (違憲の抗弁) と、法律の国際協約適合性の問題 (国際協約違反性の抗弁) とを同時に申立てる請求を裁判所が受けた場合には、なによりもまず合憲性の問題を審査しなければならないという点で、優先的な性格をもつものとされたからである。⁽¹⁵⁾

かくして、憲法第61-1条および2009年12月10日組織法律を根拠として、すべての者は、訴訟に際して、法律の規定と憲法との矛盾の問題を提起することができるようになった。この「合憲性の優先問題」は、すべての裁判所において、訴訟手続のあらゆる段階において、提起することが可能であり、コンセイユ・デタまたは破毀院に送付され、移送の基準が充足されているか確認された後に、憲法院に移送されて、法律の規定の合憲性の唯一の判断機関である憲法院が、審査の結果によっては、当該規定を違憲として廃止することができるというものである。⁽¹⁶⁾

(2) 2009年12月10日組織法律による1958年11月7日オールドナンスの修正とその内容

2009年12月10日組織法律の第1条は、「憲法院に関する組織法律たる1958年11月7日オールドナンス (第58-1067号)」第2編に、「合憲性の優先問題について」と題された「第2章の2」を新たに付け加えるものである。したがって、2009年12月10日組織法律の施行によって、1958年11月7日オールドナンスは、第2編第2章の2に「合憲性の優先問題」に関する諸規定を含むことになった。それは、第23-1条から第23-12条までの12カ条であり、以下のような内容をもつものである。

コンセイユ・デタまたは破毀院に属する裁判所に適用される諸規定 (第23-1条～第23-3条)

1 第23-1条について⁽¹⁷⁾

<第23-1条>

コンセイユ・デタまたは破毀院に属する裁判所において、法律の規定が憲法によって保障される権利および自由を侵害しているとする申立ては、受理できない場合でない限り、理由を付した個別の書面によって提示される。この申立ては、上訴の場合において初めて提起することができる。それは、職権で行うことはできない。

破毀院に属する裁判所において、検察官が訴訟の当事者でないときは、その意見を述べるることができるように、申立てが提起されたならば直ちに当該事件は検察官に通知される。

申立てが刑事予審で提起される場合には、第二審の予審裁判所がそれを付託される。

申立ては、重罪院においては提起することができない。第一審で重罪院によって下された判決に対する控訴の場合には、申立ては、控訴の申出を伴った書面によって提起することができる。この書面は、直ちに破毀院に送付される。

(a) 「合憲性の優先問題」が提起される裁判所

第23-1条は、「合憲性の優先問題」が提起される裁判所について定めるものである。

本条は、広く一般的に定めており、予審裁判所ならびに判決裁判所、特別裁判所ならびに普通法裁判所をも含めている。しかし、本条の規定から、合憲性の優先問題が提起される裁判所は、コンセユ・デタまたは破毀院に属する裁判所でなければならないので、コンセユ・デタを最高裁判所とする行政裁判所の系統に属するものや、破毀院を最高裁判所とする司法裁判所の系統に属するものが対象となる。したがって、この系列に属さない権限裁判所 (Tribunal des conflits) や高等仲裁院 (Cour supérieure d'arbitrage) は、本条の対象外として除外されることになる。

また、本条の第4項で、重罪院においては、合憲性の優先問題を提起することができないと定められている。この点について、憲法院は、このような制約が憲法61-1条に反しないと判断している (2009年12月3日憲法院判決第10理由)。

(b) 「法律の規定」の意味

「合憲性の優先問題」において、合憲性判断の対象となるのは、本条および憲法第61-1条の規定の文言によれば、憲法によって保障される権利および自由を侵害する「法律の規定 (une disposition législative)」である。

ここで、「法律の規定」とは、立法権を有する機関により採択された法文であり、実質的には国会によって可決された法文である。したがって、「法律」的価値を有する法令は、国会により追認されたオルドナンス (憲法第38条第2項) も含めて、その対象となる。

この点で、「組織法律」に関して、憲法院の設置以降に制定された組織法律は、憲法第61条の適用により、その規定全体について必要的に憲法院に付託されてきたので、本条の審査の対象とはなりえないが、第23-2条に定められた「事情の変更」の場合には、例外的に扱われることが想定される。

また、「国民投票により採択された法律 (loi référendaire)」に関して、憲法院は、憲法第61条による事前的な違憲審査について、「もっぱら国会により可決された法律」を対象としており、「国民投票の結果フランス人民により採択され、国民主権の直接的な表明である法律」を対象とはしていないと判示 (1962年11月6日判決第62-20号)⁽¹⁸⁾ していることから、論理的には、第61-1条の事後の違憲審査の場合においても、その対象から除外されると考えられる。

そして、憲法第61-1条の「法律の規定」との文言は、「地方法律 (loi du pays)」を含むと解され、本組織法律により修正された1958年11月7日オルドナンス第23-8条第2項は、ニュー・カ

レドニアの地方法律も対象とすることを明示的に認めている。

(c) 「権利および自由」の意味

本条は、憲法第61-1条の規定と同様に、「法律の規定」が憲法によって保障される「権利および自由」を侵害する場合に、「合憲性の優先問題」を提起できると定めている。

したがって、「法律の規定」の実体的な合憲性について審査するものであり、法律の制定手続における違法性の問題や法律による命令制定権の侵害というような手続的な合憲性の問題は、その対象とはならない。

また、第五共和制憲法には、そもそも「権利および自由」を定める人権規定が存在せず、前文で1789年人権宣言や1946年憲法前文等に言及しているにすぎないことから、憲法によって保障される「権利および自由」の内容や保障範囲が明確でないという問題がある。しかし、この点については、前文で言及されている1789年人権宣言や1946年憲法前文等が憲法規範としての内容をなすものと解され、憲法院も、1970年代以降の判例において、憲法判断に際しての基準となる憲法規範として、いわゆる「憲法ブロック (le bloc de constitutionnalité)」を明らかにして、その内容を拡大してきた。⁽¹⁹⁾したがって、「憲法によって保障される権利および自由」とは、この「憲法ブロック」の内容と解される憲法規範、すなわち、「1958年10月4日憲法」、1958年10月4日憲法前文が言及する法文（「1789年人権宣言」、「1946年憲法前文」および1946年憲法前文が言及する「共和国の諸法律によって承認された基本原理」）、2004年環境憲章、において表明されている権利や自由である。⁽²⁰⁾

(d) 「理由を付した個別の書面」の要件

本条は、合憲性の優先問題を裁判所が受理するための唯一の形式的な要件を定めている。すなわち、第1項では、法律の規定が憲法によって保障される権利および自由を侵害しているとする申立ては、「理由を付した個別の書面 (un écrit distinct et motivé)」で提示されなければならない、と定めている。

この要件は、実際の手続において、合憲性の優先問題の迅速な取扱いを保障し、その結果「優先」的な性格を確保するものとなる。憲法院は、そもそも法律の合憲性を判断する機関であって、合憲性の優先問題が提起された本案の訴訟については裁判権を有するものではない。憲法院が、合憲性の優先問題について審査する際にも、この「理由を付した個別の書面」に基づいて判断することになる。

この点で、憲法院は、「合憲性の優先問題が提起された訴訟について裁判する権限を有しないので、この合憲性の優先問題に関する趣意書ならびに申立書として「理由を付した個別の」書面もしくは文書のみが、憲法院に移送されなければならない」（2009年12月3日憲法院判決 第27理由）と判示しており、この書面の提出が手続上すべての段階で適用されることを前提としている。

「理由を付した個別の書面」の提出が手続上欠落している場合など、補足的な手続の準則は、2010年2月10日デクレ (2010-148号) が、具体的な定めをしている。

(e) 合憲性の優先問題の「申立て」

本条は、合憲性の優先問題を「申立て (le moyen)」と規定しているが、「合憲性の優先問題」は、訴訟そのものの訴因ないし主目的を成すものではなく、当事者の主張の一つに依拠した法的な

理由となるものである。したがって、「合憲性の優先問題」は、当事者の要求に基づいて提起され、憲法院に付託されるまでは、訴訟そのものに付随する申立てにすぎないが、第23-9条により、憲法院への付託の時から、訴訟に付随するものではなく独立した案件となる。

この「申立て」は、「合憲性の優先問題」が純粹に法的な申立理由であることから、当事者が、上訴の場合においてはじめて提起することができるものであるが、裁判官が提起することはできないとされる。裁判官に職権で取り上げることを認めないという本条第1項の規定は、市民に新たな権利を付与し、これを行わせる自由を認めるという2008年憲法改正の目的に対応するものでもある。

本条を含めて、本組織法律は、「合憲性の優先問題」の提起について、いかなる期限も設けておらず、この申立ては、審理の過程のいかなる時においても提起することができるかと解される。

2 第23-2条について⁽²¹⁾

<第23-2条>

裁判所は、コンセイユ・デタまたは破毀院への合憲性の優先問題の移送について、理由を付した判決によって、直ちに裁決する。この移送は、次の要件を満たす場合に、行われる。

- (1) 申立てられた規定が訴訟ないし訴訟手続に適用可能であるか、または訴追の基礎であること
- (2) 事情変更がある場合を除いて、当該規定が、憲法院判決の理由および主文において、すでに合憲と宣言されたものでないこと
- (3) [合憲性の優先] 問題が重大な性質を欠いていないこと

裁判所は、一方では憲法により保障された権利および自由に、他方ではフランスが締結した国際協約に、法律の規定が適合しているかどうかについての申立てを提起されたときには、訴訟のいかなる段階においても、コンセイユ・デタまたは破毀院への合憲性の優先問題の移送について、優先して判断しなければならない。

[合憲性の優先] 問題の移送に関する判決は、その宣告から8日以内に、当事者の趣意書または申立書とともに、コンセイユ・デタまたは破毀院に、送付される。この判決には、いかなる上訴も認められない。[合憲性の優先] 問題の移送を拒否する判決は、訴訟の全部または一部を解決する判決に対する上訴の場合においてしか、異議を申立てることができない。

(a) 「合憲性の優先問題」を提起された裁判所がコンセイユ・デタまたは破毀院への移送を裁決する期間

第23-2条は、「合憲性の優先問題」を提起された裁判所が、コンセイユ・デタおよび破毀院にこの問題を移送するか否か裁決するための期間を明確には設けていないが、本条第1項は、「直ちに(sans délai)」裁決すると定めている。「直ちに」とは、一定の期間内に判決を行うというものではなく、可能な限り素早く判断するという趣旨である。

憲法61-1条は、コンセイユ・デタおよび破毀院の裁決の場合について、「一定の期間内に」と規

定しているのみで、提起された裁判所の裁決の場合には触れておらず、組織法律に広範な裁量を与えていると解される。この点について、憲法院は、組織法律における期間の定めを違憲とは判断しなかった。

(b) コンセイユ・デタまたは破毀院への移送の要件

本条第1項よれば、「合憲性の優先問題」を提起された裁判所がコンセイユ・デタまたは破毀院へ移送する要件として、3つ挙げられており、3つとも充足されることが必要である。

第1の要件は、「申立てられた規定が訴訟ないし訴訟手続に適用可能であるか、または訴追の基礎であること」(第1号)という基準である。すなわち、当該規定が具体的な係争ないし紛争と関係していることが必要とされている。

第2の要件は、「事情変更がある場合を除いて、当該規定が、憲法院判決の理由および主文において、すでに合憲と宣言されたものでないこと」(第2号)という基準である。すなわち、当該規定がすでに憲法院の判決により合憲と判断されていないことが必要とされている。ただし、「事情変更がある場合」には、合憲と判断されたものについても、移送の対象となりうることになる。

第3の要件は、「[合憲性の優先]問題が重大な性質を欠いていないこと」(第3号)という基準である。この基準を置くことによって、抽象的な問題や時間稼ぎのための問題を提起するということを回避することができる。と解されている。

「合憲性の優先問題」を提起された裁判所は、移送するか否かの裁決をするに際して、以上の3つの要件が充足されているか否か判断することだけが求められることになる。また、移送しないとの判決の場合には、特別の理由付けが必要とされ、いかなる要件が充たされていないのか、その理由も含めて示す必要がある。

(c) 国際協約適合性の問題に対する憲法適合性の問題の優先

本条第2項により、憲法適合性の問題と国際協約適合性の問題をともに提起された裁判所は、フランスが締結した国際協約との法律の適合性に関する申立ての前に、憲法との適合性に関する申立てについて、審査しなければならない。この規定は、この両者の問題に関する曖昧さを避けるために、「合憲性の優先問題」を先に審査することを明確にして、まさに合憲性の問題の「優先的」性格を確認するものである。

憲法適合性の問題と国際協約適合性の問題がともに提起された場合に、裁判所がそのどちらの審査を先に行うのか裁量的に判断することができる。とすれば、後者の審査を先に行った場合、申立てられた法律が国際協約に適合するとの論理によって、憲法適合性の申立ても退けられるとの理由で、合憲性の問題の移送を拒否することが可能となり、事後的な違憲審査制そのものを否定することになりかねない。そもそも、事後的な違憲審査制の創設は、フランス法秩序の頂点に憲法を位置づけることを目的としたものであり、憲法が保障する権利および自由に適合しない法律の規定を無効とする権限を、憲法院に付与したものである。新たに導入された事後的違憲審査制も含めて、憲法院への違憲審査制度の集中は、違憲な法律の規定を廃止とすることによって、人権の保障を確保するものであり、司法裁判所や行政裁判所による国際協約適合性に対する審査に対して、憲法院による憲法適合性の審査を優越させるというものである。

本条第2項は、国内法秩序においては、憲法が法規範の階層性の最上位にあることをふまえて、法規範の階層性から導き出されているものであり、その結果、憲法適合性の問題と国際協約適合性の問題について、憲法院とコンセイユ・デタおよび破毀院との適切な役割分担を示しているものでもある。憲法院は、憲法第61-1条によって、事後的違憲審査の役割も含めて、その憲法裁判所としての機能を強化されたが、法律の国際協約適合性を判断する裁判所ではない。それに対して、コンセイユ・デタおよび破毀院は、法律の国際協約適合性を判断する役割を担う最高裁判所であるが、憲法上、法律の憲法適合性の判断をするものではない。

(d) 「合憲性の優先問題」を提起された裁判所による移送または不移送の判決

第23-2条は、「合憲性の優先問題」を提起された裁判所が行う移送または不移送の判決に関して、いくつかの明示的な規定を含んでいる。

第1項によれば、移送または不移送を決定する判決には、理由が付されなければならない。ただし、この判決は、移送するか否かの裁決に際しての3つの要件に準拠して判断されるものであるから、その理由も、この3つの要件とのかかわりで示されるものにすぎないことになる。

また、第3項によれば、この判決に対しては、いかなる上訴も認められず、移送を拒否する判決に対しては、本案訴訟を解決する判決に対する上訴においてのみ、異議を申立てることができるにすぎない。

そして、裁判所が移送するか否かについてひとたび判決をしたならば、当該訴訟において、その「合憲性の優先問題」は、裁判所により再び審査の対象となることはない。とくに、移送を拒否する判決は、事後において、本案訴訟の裁判所を拘束することとなり、本案訴訟を解決する判決についても、当該裁判所による移送を拒否する判決が適用されることになる。

3 第23-3条について⁽²²⁾

<第23-3条>

[合憲性の優先]問題が移送されたとき、裁判所は、コンセイユ・デタもしくは破毀院の判決、または憲法院に付託された場合にはその判決を受領するまで、判決することを延期する。予審裁判の進行は中断されず、裁判所は、必要な仮の措置または保全措置を講ずることができる。

ただし、何人も、訴訟を理由として自由を奪われているとき、および訴訟が自由を剥奪する措置を終わらせる目的があるときには、判決することは延期されない。

法律または規則が一定の期間内にまたは緊急に判決することを規定している場合には、裁判所は、合憲性の優先問題に関する判決を待つことなく、同様に、判決することができる。第一審の裁判所が待つことなく判決をした場合、およびその判決に対して控訴がなされた場合には、控訴裁判所は、判決することを延期する。ただし、控訴裁判所がみずから一定の期間内にまたは緊急に判決するべき場合には、判決することを延期しないことができる。

さらに、判決の延期が、当事者の諸権利について回復することのできない、または明らかに過重な結果を生ぜしめる危険があるときには、当該問題を移送することを決定した裁判所は、

直ちに解決すべき争点について、判決することができる。

原審の裁判官が、コンセイユ・デタもしくは破毀院の判決、または憲法院に付託された場合に憲法院の判決を待つことなく、判決をして、破毀申立てがなされた場合には、合憲性の優先問題について判決がなされるまで、破毀申立てに係るすべての判決は、延期される。当事者が訴訟を理由として自由を奪われているとき、および法律が一定の期間内に破毀院が判決することを規定しているときには、この限りではない。

(a) 「合憲性の優先問題」の移送による判決の延期

第23-3条は、「合憲性の優先問題」の移送により裁判所が判決の延期を行うことについての一般原則とその例外を定めている。

第1項によれば、「合憲性の優先問題」を移送した裁判所は、コンセイユ・デタもしくは破毀院の判決、または憲法院に付託された場合には憲法院の判決を受け取るまで、本案の訴訟について判決を延期しなければならない。これが一般的な原則であるが、予審裁判の進行は中断されず、裁判所は、必要な仮の措置または保全措置を講ずることができるとされている。ただし、このような原則に対しては、絶対的な例外の場合と任意的な例外の場合の2つの例外が定められている。

(b) 判決の延期に対する絶対的な例外の場合

第2項は、何人も、訴訟を理由として自由を奪われているとき、および訴訟が自由を剥奪する措置を終わらせる目的があるときには、裁判所は判決を延期することはできないと規定して、判決の延期という一般原則に対して、延期が許されない絶対的な例外の場合を定めている。

このような例外は、自由の剥奪がなされている場合に、これを終わらせることになる判決を遅らせてはならないという趣旨から、正当化されるものと解されている。

(c) 判決の延期に対する任意的な例外の場合

第3項によれば、法律または規則が一定の期間内にまたは緊急に判決することを規定している場合には、裁判所は、延期することなく、判決できると定めている。これが、裁判所の任意による例外の第一の場合である。

実際に、いくつかの法律の規定は、第一審、控訴審、破毀審の裁判官に、一定の期間内に判決することを課しており、このような場合には、判決の延期をしないことが正当と思われる。しかし、第3項前段の規定は、裁判官に、この期間を尊重せずに、判決の延期をする可能性を認めている。とくに、申立てられた法律が強度の違憲性を示していると裁判官が思料する場合には、裁判官は、判決するに際して、合憲性の問題に対する回答を待つことを選択する可能性が高いことになる。

また、第4項によれば、判決の延期が、当事者の諸権利について回復することのできない、または明らかに過重な結果を生ぜしめる危険がある場合には、直ちに解決すべき争点について、判決することができる定めている。これが、裁判所の任意による例外の第二の場合である。

(d) 上訴裁判所による判決の延期

「合憲性の優先問題」をコンセイユ・デタまたは破毀院に移送した裁判所が、判決することを延期しなかったとき、控訴裁判所または破毀裁判所が判決の延期をすることになる。

第3項後段によれば、第一審の裁判所が延期することなく判決をして、控訴がなされた場合には、控訴裁判所は、判決することを延期しなければならない。ただし、控訴裁判所がみずから一定の期間内にまたは緊急に判決するべき場合には、判決することを延期しないことができる。

また、第5項前段によって、原審の裁判所が延期することなく判決をして、破毀申立てがなされた場合には、コンセイユ・デタまたは破毀院は、合憲性の優先問題について判決がなされない限りは、破毀申立てに対する判決を延期しなければならない。ただし、この準則には例外が定められている。第5項後段によれば、当事者が訴訟を理由として自由を奪われているとき、および法律が一定の期間内に破毀院が判決すべきことを規定しているときには、破毀院は、憲法院に付託された場合に憲法院の判決を待つことなく、判決をしなければならないとされる。しかし、憲法院は、この例外には、合憲性の判断に関する判決を待つことなく、訴訟が終局的に解決されることになってしまふ点に支障があることを指摘して、解釈上の留保を行った（2009年12月3日憲法院判決 第18理由）。

コンセイユ・デタおよび破毀院に適用される諸規定（第23-4条～第23-7条）

1 第23-4条について⁽²³⁾

<第23-4条>

第23-2条または第23-1条第4項で規定された移送を受領してから3か月以内に、コンセイユ・デタまたは破毀院は、合憲性の優先問題を憲法院に移送することについて裁決を行う。この移送は、第23-2条[第1項]第1号および第2号に規定された要件が充たされ、この問題が新たなものか、または重大な性質を示すものであるときに、行われる。

(a) コンセイユ・デタおよび破毀院による裁決の期間

第23-4条は、「合憲性の優先問題」を提起された裁判所がこの問題を移送する場合（第23-2条の場合）、または重罪院の判決に対する控訴の宣言の際に提起された「合憲性の優先問題」の場合（第23-1条第4項の場合）におけるコンセイユ・デタおよび破毀院の役割について定めるものである。

本条は、コンセイユ・デタおよび破毀院が「合憲性の優先問題」の移送を受領してから3か月以内に裁決を行うことを定めており、憲法第61-1条の規定（「一定の期間内に決定を行うコンセイユ・デタまたは破毀院」）は、このようにして尊重され、具体化されている。

(b) 憲法院への移送の要件

本条は、コンセイユ・デタおよび破毀院による「合憲性の優先問題」の憲法院への移送の要件として、3つの要件を定めている。

第23-2条第1項で規定された裁判所によるコンセイユ・デタまたは破毀院への移送に関する3つの要件のうち、第1号および第2号に規定された2つの要件（申立てられた規定が訴訟に適用されるものであること、当該規定が憲法院によりすでに合憲との宣言がなされていないこと）は同一の

ものであるが、第3の要件は、第23-1条第1項第3号に規定された要件（重大な性質を欠いていないこと）とは若干異なっており、「合憲性の優先問題」が「新たなものか、または重大な性質を示すもの」であるときに移送される、というものである。

(c) 移送のための第3の要件

憲法院への移送の第3の要件は、「合憲性の優先問題」が「重大な性質を示すもの」（第1の基準）であるか、「新たなもの」（第2の基準）であるときに移送されるとする要件である。

「重大な性質を示すもの」という第1の基準は、第23-2条第1項第3号で規定された裁判所によるコンセイユ・デタまたは破毀院への移送の第3の要件（「重大な性質を欠いていないこと」）にきわめて類似しているが、本条の場合の要件のほうが、「重大な性質」であることの要請が強くなっている。これによって、コンセイユ・デタおよび破毀院が、それぞれ最高裁判所としての機能を果たすために、「合憲性の優先問題」の憲法院への移送について、いわばフィルターとしての役割を演ずることが可能となる。⁽²⁴⁾

また、「新たなもの」という第2の基準は、申立てられた法律の規定について「新たな問題」かどうか評価されるというのではなく、この法律の規定が違反しているとされる憲法の規定に関して「新たな問題」かどうか評価されるべきものと解される。そうでなければ、憲法院により審査されていなかった「合憲性の優先問題」はすべて、つねに「新たなもの」となってしまうことになる。この想定は、未だ適用されてこなかった憲法の規定の場合を、とくに環境章典のような最近のものについて、対象としているものであると解することができる。

「重大な性質」の基準との選択になっている「新たなもの」の基準は、提起された「合憲性の優先問題」のうち、最終的に憲法院により解決させることが妥当といえるものが、「新たな問題」と性格付けられるものである。したがって、この「新たなもの」の基準は、合憲性の問題を憲法院に付託する利益について判断する権限をコンセイユ・デタおよび破毀院に付与したものと見える。かくして、憲法院は、第61-1条の範囲では、法律の規定の合憲性を審査するにとどまらず、憲法の統一的な解釈を確保することも要請され、憲法の解釈という役割を強化されている。

2 第23-5条について⁽²⁵⁾

<第23-5条>

法律の規定が憲法によって保障される権利および自由を侵害しているとする申立ては、破毀院における最初の審理も含めて、コンセイユ・デタまたは破毀院における審理に際して、提起することができる。この申立ては、受理できない場合でない限り、理由を付した個別の書面によって提示される。それは、職権で行うことはできない。

コンセイユ・デタもしくは破毀院は、一方では憲法により保障された権利および自由に、他方ではフランスが締結した国際協約に、法律の規定が適合しているかどうかについての申立てを提起されたときには、訴訟のいかなる段階においても、憲法院への合憲性の問題の移送について、優先して判断しなければならない。

コンセイユ・デタもしくは破毀院は、申立ての提起から3か月以内に、判決を行う。憲法院は、第23-2条[第1項]第1号および第2号に規定された要件が満たされ、合憲性優先問題が新たなものか、または重大な性質を示すものであるときに、合憲性の優先問題について付託される。

憲法院に付託されたとき、コンセイユ・デタまたは破毀院は、憲法院が判決をするまで、判決することを延期する。当事者が訴訟を理由として自由を奪われているとき、および法律が一定の期間内に破毀院が判決することを規定しているときには、この限りではない。コンセイユ・デタまたは破毀院が緊急に判決をすべきときには、判決することを延期しないことができる。

(a) コンセイユ・デタおよび破毀院における「合憲性の優先問題」の提起

第23-5条は、コンセイユ・デタまたは破毀院において直接に提起される「合憲性の優先問題」に関する規定である。第1項は、第23-1条第1項と同様に、「合憲性の優先問題」が純粹に法的な申立てであることを示している。

(b) 「合憲性の優先問題」を提起された裁判所に関する準則の適用

本条は、「合憲性の優先問題」を提起された裁判所において適用される準則を、コンセイユ・デタまたは破毀院においても適用している。具体的には、理由を付した個別の書面の要請、国際協約適合性の申立てに対する「合憲性の優先問題」の優先的な取扱い、判決までの3か月の期間、憲法院への移送の要件、移送の際の判決延期の一般原則などである。

(c) 判決の延期の一般原則と例外

本条第4項では、コンセイユ・デタおよび破毀院による判決の延期の一般原則と例外を定めている。

コンセイユ・デタまたは破毀院は、「合憲性の優先問題」を憲法院に移送した場合には、憲法院がその判決をするまで、判決することを延期するのが原則である。ただし、「当事者が訴訟を理由として自由を奪われているとき、および法律が一定の期間内に破毀院が判決することを規定しているとき」は、判決の延期はなされない。また、「コンセイユ・デタまたは破毀院が緊急に判決をすべきとき」は、延期せずに判決することが可能である。

コンセイユ・デタおよび破毀院が延期せずに判決をした場合には、第23-3条第5項の場合と同様に、憲法院が、付託された「合憲性の優先問題」について未だ判断をしていないのに、判決がなされ、訴訟が終局的に解決されることになってしまうという支障が生ずる。憲法院は、この点について、第23-5条第4項の最後の2つの文に対して、第23-3条について行った解釈上の留保を再び行った(2009年12月3日憲法院判決 第23理由)。

3 第23-6条について

第23-6条は、破毀院における手続を定めた規定であったが、「憲法第65条の適用に関する2010年7月22日組織法律(2010-830号)」の第12条⁽²⁶⁾によって廃止された。

4 第23-7条について⁽²⁷⁾

<第23-7条>

憲法院に付託する旨のコンセイユ・デタまたは破毀院の理由を付した判決は、当事者の趣意書または申立書とともに、憲法院に送達される。コンセイユ・デタまたは破毀院が、合憲性の優先問題を憲法院に付託しないとの判決をした場合には、憲法院は、理由を付した判決の写しを受領する。コンセイユ・デタまたは破毀院が、第23-4条および第23-5条で定められた期間内に判決を行わなかった場合には、当該問題は憲法院に移送される。

コンセイユ・デタまたは破毀院の判決は、その宣告の8日以内に、合憲性の優先問題を移送した裁判所に伝達され、当事者にも送達される。

(a) コンセイユ・デタまたは破毀院の判決

第23-7条は、「合憲性の優先問題」を憲法院に付託するか否かについて判断したコンセイユ・デタまたは破毀院の判決に関する規定である。

本条第1項により、憲法院に付託する旨の判決については、理由が付され、当事者の趣意書または申立書とともに憲法院に送達されるが、付託しないとの判決については、理由を付した判決の写しを憲法院は受領することになる。

また、第2項により、判決は、8日以内に、「合憲性の優先問題」を移送した裁判所に伝達され、当事者にも送達されることになる。

(b) 3か月の期間内に判決を行わなかった場合の措置

本条第1項は、コンセイユ・デタまたは破毀院が、第23-4条および第23-5条で定められた期間内に、すなわち3か月の期間内に、判決を行わなかった場合には、「合憲性の優先問題」は憲法院に移送されると定めている。

当該規定は、3か月の期間内に判決を行わなかった場合の措置について具体的に定めており、この場合には、「合憲性の優先問題」は、自動的に憲法院に移送されることになる。

憲法院に適用される諸規定 (第23-8条～第23-12条)

1 第23-8条について⁽²⁸⁾

<第23-8条>

本章の諸規定を適用して付託された憲法院は、直ちに、共和国大統領、首相、国民議会議長および元老院議長に通知する。これら通知を受けた者は、憲法院に付託された合憲性の優先問題に関する所見を、憲法院に送達することができる。

ニュー・カレドニアの地方法律の規定が合憲性の優先問題の対象となっているときは、憲法院は、ニュー・カレドニアの政府代表、議会議長および各州議会議長にも、同様に通知する。

(a) 憲法院による関係各機関への通知と所見の提出

第23-8条は、憲法院が「合憲性の優先問題」を付託されたとき、関係する各機関にこれを通知することを定めているものである。第1項では、共和国大統領、首相、国民議会議長および元老院議長にその情報提供を保障するものであり、第2項では、ニュー・カレドニアの地方法律の規定が合憲性の優先問題の対象となっている場合は、ニュー・カレドニアの政府代表、議会議長および各州議会議長にも情報提供を保障するものである。

また、通知を受けた共和国大統領、首相、国民議会議長および元老院議長は、憲法院に付託された合憲性の優先問題に関する所見を憲法院に提出することができる。

(b) 憲法院内部規則と所見の取扱い

憲法院は、「合憲性の優先問題」の取扱いについて、「合憲性の優先問題について憲法院で執るべき手続に関する内部規則 (Règlement intérieur sur la procédure suivi devant le Conseil constitutionnel pour les questions prioritaires de constitutionnalité)⁽²⁹⁾」を自ら定めている。

本規則の第1条によれば、憲法院は、「合憲性の優先問題」を憲法院に付託した CONSEILYU・データまたは破毀院の判決を、当事者および本組織法律第23-8条に言及された関係各機関に通知するものと定めている。そして、この通知には、当事者もしくは関係各機関が、文書による所見、場合によっては、所見に準拠した書証を提出できる期限が言及されている。したがって、ここで示された期限より後に提出された所見および書証は、憲法院における審理の手続には載らないことになる。

さらに、審理の第二段階において、第一の所見の写し、場合によっては、この所見に基づく書証は、当事者および関係各機関に送達され、各機関は、新たに定められた期限までに所見を提出することができる。この第二の所見は、第一の所見に対する返答についてのみ対象とすることができる。第二の所見の写しは、同じく、当事者および国家機関に送達されることになる。

(c) 電子的方法による通知

本規則第3条によれば、通知に関して憲法院が採用した原則は、審理の過程では、すべての証書および書証ならびに召喚状もしくは出頭命令書は、電子的方法によって送達されるというものである。そのために、すべての当事者は、この送達が憲法院に効果的になされるために、電子アドレスを憲法院に知らせておく必要がある。

この原則に対しては、一つの例外が定められ、手続の対審的性格の必要性和保障のために、憲法院は、その他の送達方法、とくに受領証を伴う書状の発送という方法を利用することができる。

(d) 手続の対審的性格

本規則第6条によって、憲法院が、審理の必要性から弁論を行うことを決定したときには、対審による方法が適用されることになる。その場合、当事者および関係各機関は、弁論に出廷することを要請される。さらに、当事者および関係各機関は、その所見を提出するため一定の猶予期間を与えられることになる。

2 第23-9条について⁽³⁰⁾

<第23-9条>

憲法院が合憲性の優先問題を付託されたときは、当該問題が提起された訴訟自体が何らかの理由で消滅しても、当該問題の審理に影響を及ぼすものではない。

(a) 憲法院への付託による「合憲性の優先問題」の独立した性格の獲得

第23-9条は、裁判所またはコンセイユ・デタもしくは破毀院において本案訴訟に関して提起された「合憲性の優先問題」が憲法院に付託された場合には、本案訴訟とは別個の独立した案件の問題として憲法院で取り扱われることを前提とした規定であり、この「合憲性の優先問題」が憲法院に係属した場合は、本案訴訟とは関係なく、憲法院がその合憲性について審査することを明らかにしたものである。

したがって、コンセイユ・デタまたは破毀院が訴訟に対する終局的な判決を行っても、憲法院は、「合憲性の優先問題」について審査することを妨げられることなく、本条に従って、その合憲性を判断することが可能である。これによって、憲法院による違憲審査という憲法第61-1条の趣旨が貫徹されることになる。

(b) 「合憲性の優先問題」の客観訴訟としての性格

かくして、憲法院が「合憲性の優先問題」を本案訴訟とは別個独立して審査するのは、この「合憲性の優先問題」が、憲法院による事後的な違憲審査であるとしても、「客観訴訟」としての性格をもつものであるからにほかならない。憲法院は、本案の訴訟案件を直接に審理し判断するものではなく、法律の憲法適合性という純粋に法的な問題を解決する役割を担わされているものであり、本案訴訟については、憲法院の合憲性の判断の結果に基づいて、判決を延期していた当該裁判所が、解決のための判断を行うのである。

また、憲法第61条の違憲審査において、審署前に法律を憲法院に付託した国家機関または国会議員は、その付託を撤回することはできないと解されており、憲法院が合憲性の審査を判決に至るまで進めることを妨げることはできない。この事前的違憲審査について採用された論理は、事後的違憲審査の場合にも当然に妥当するものということになる。

3 第23-10条について⁽³¹⁾

<第23-10条>

憲法院は、付託されてから3ヶ月以内に、判決をする。当事者は、対審で自らの所見を述べることができる。憲法院内部規則によって定められた例外的な場合を除いて、法廷は公開である。

(a) 判決までの3ヶ月の期間

第23-10条は、憲法院が付託されてから判決するまでに3ヶ月の期間を定めている。

憲法第61-1条は、組織法律にこのような期間を定めることをとくに規定していないが、この3か月の期間は、憲法に違反するとは解されない。また、この期間が尊重されず、3か月以内に判決がなされない場合でも、憲法院の合憲性審査に関する裁判権が失われるものではない。

(b) 憲法院で適用される2つの手続準則

本条は、「合憲性の優先問題」の審査において、憲法院で適用される2つの手続的な準則を定めている。

1つは、「当事者は、対審で自らの所見を述べることができる」とする手続準則であり、対審による弁論の手続が保障されている。もう1つは、「例外的な場合を除いて、法廷は公開である」とするものであり、原則として法廷が公開で行われることが保障されている。

(c) 法廷の公開の原則と憲法院内部規則

法廷の公開の原則は、本条で規定されている「憲法院内部規則」すなわち、憲法院が自ら定めた「合憲性の優先問題について憲法院で執るべき手続に関する内部規則」において、その例外の場合を含めて、具体的に定められている。

本規則第5条によれば、憲法院院長は、事件を議事日程に記載し、法廷の期日を定め、当事者および関係各機関に、その期日を伝えるものとされている。そして、第8条において、憲法院院長は、当事者の要求または職権で、公序の利益において、もしくは未成年者の利益または個人の私生活の保護の要請があるときは、法廷の公開を制限することができ、これらの理由についてのみ、例外的なものとして、審理の非公開を命ずることができると定められている。

また、本規則第9条によれば、憲法院の法廷の広さを考慮して、憲法院構内のその他の公開の部屋において、法廷の様子が、直接の放送による視聴覚中継の対象となるとされている。

さらに、本規則第10条は、法廷における審理の進行・展開についての準則を定めている。

このようにして、「合憲性の優先問題」に関する審理の公開性が保障されている。

4 第23-11条について⁽³²⁾

< 第23-11条 >

憲法院の判決は、理由を付される。当該判決は、当事者に送達され、コンセイユ・デタまたは破毀院に、さらに場合によっては合憲性の優先問題が提起された裁判所にも、送達される。

憲法院は、同様に、共和国大統領、首相、国民議会議長および元老院議長に、さらに、第23-8条第2項に定められた場合においては、その規定で言及された関係機関にも、判決を送達する。

憲法院の判決は、官報で公示され、場合によっては、ニュー・カレドニアの官報にも公示される。

(a) 憲法院の判決の送達と公示

第23-1条は、憲法院の判決について定めている。

第1項前段では、憲法院の判決には理由を付すことが規定されている。

第1項後段では、憲法院の判決が、当事者に送達されること、また、コンセイユ・デタまたは破毀院にも送達されること、さらに、場合によっては「合憲性の優先問題」が提起された裁判所にも、送達されることが定められている。そして、第2項では、同様に、共和国大統領、首相、国民議会議長および元老院議長に送達されること、さらに、第23-8条第2項に定められた場合においては、ニュー・カレドニアの関係各機関にも、送達されることが定められている。

そして、第3項では、憲法院の判決が、官報で公示されること、さらに、場合によってはニュー・カレドニアの官報にも公示されることが定められている。

(b) 憲法院の判決の記載事項

憲法院内部規則の第12条は、憲法院の判決の記載事項について、具体的な定めをしている。

憲法院の判決には、まず、当事者およびその代理人の氏名が記載され、報告担当官の氏名、さらに審議に参加した憲法院構成員の氏名が記載されることになっている。そして、所見に適用された条文や、判決の根拠となった理由、主文が掲載され、憲法院院長、事務総長、報告担当官により署名されることになっている。

5 第23-12条について⁽³³⁾

<第23-12条>

憲法院が合憲性の優先問題を付託されたとき、司法援助として協力する裁判補助者の報酬に対する国庫拠出金は、命令により定められた方式に従って、増額される。

(a) 司法援助における増額

「合憲性の優先問題」は、主たる訴訟の付随的な案件であるが、主たる訴訟とは全く無関係になるものではない。したがって、「合憲性の優先問題」を主張するにあたって、司法援助がそのために特別に認められるものではない。ただし、第23-12条は、憲法院が「合憲性の優先問題」を付託される場合には、司法援助において一定の増額を定めている。

(b) 司法援助の継続性

「合憲性の優先問題」に関する司法援助について、「コンセイユ・デタ、破毀院および憲法院による「合憲性の優先問題」の審査の場合における司法援助の継続性に関する2010年2月16日デクレ(2010-149号)⁽³⁴⁾」が定められており、「合憲性の優先問題」が提起された訴訟について認められる司法援助の継続性の原則について、具体化されている。

(3) 事後的違憲審査制の特質と問題点

2008年7月23日憲法改正において、第61-1条の新設と第62条第2項の改正によって新たに創設された「抗弁による事後的違憲審査制」は、2009年12月10日組織法律ならびに関係法令が整備され、2010年3月1日に施行されることとなった。これによって、実際に「合憲性の優先問題」が提起さ

れ、憲法院は、2010年5月28日に、この問題に対する最初の判決⁽³⁵⁾を出して以降、引き続き多くの判決⁽³⁶⁾が出されている。

ここでは、この事後的違憲審査制の特質と問題点について、簡単にまとめておくこととする。

抗弁による事後的違憲審査制の憲法上の特質と問題点

憲法第61-1条および第62条第2項に基づく「抗弁による事後的違憲審査制」は、施行後の法律の合憲性について憲法院が審査するものであり、当事者たる市民が係争中の訴訟に際して主張するもので、コンセイユ・デタまたは破毀院の判断に基づく移送によって憲法院に付託され、憲法院がこの法律の規定を違憲と判断した場合には、この実効的な法律の規定を廃止するというものである。このようなシステムによる違憲審査制においては、その特質として取り上げるべき点が、いわば問題点⁽³⁷⁾としても指摘できるものとなる。

第1に、違憲の抗弁として主張できる対象が「憲法の保障する権利および自由」を侵害する「法律の規定」に限定されているという点である。したがって、国会の制定した「法律」としての性格を有する規定のみが違憲審査の対象となるのであって、その他の法令や国家機関の行為などは除外されている。「憲法の保障する権利および自由」を侵害するのは、「法律」だけではなく、むしろ行政機関の制定する命令や行為などのほうが多いとも考えられるが、憲法院による違憲審査としては、「法律」の合憲性のみに限定されている。さらに、「憲法の保障する権利および自由」を侵害する法律の規定が対象とされるのであるが、第五共和制憲法には具体的な人権条項が存在しないことから、「憲法の保障する権利および自由」の意味が問題とならざるをえない。たしかに、憲法院の判例によって、いわゆる「憲法ブロック」が憲法規範として位置づけられているが、必ずしも成文法上の明確性をもつものとはいえず、「憲法の保障する権利および自由」の内容や範囲に関する問題がつねに生ずることになる。

第2に、市民が法律の合憲性の問題を直接憲法院に提訴するものではないという点である。たしかに、違憲の抗弁を行うのは訴訟の当事者たる市民であり、「市民」が法律の規定の違憲性の争点を主張して、この事後的違憲審査のシステムを起動させることになるのであるが、憲法院にこの合憲性の問題を移送するのはコンセイユ・デタまたは破毀院の判断によるのであり、結局のところ、憲法院への付託の権限は、これらコンセイユ・デタおよび破毀院に認められているものである。市民の権利保障と参画の拡大という観点から、2008年7月23日憲法改正によって導入されたものであり、市民の憲法上の権利および自由の保護のための制度として重要な改正であったが、市民による違憲の抗弁を、第61条第2項で規定されている大統領、首相、両院議長および60名の国会議員の付託権と同様に、位置づけることはできず、これに相当するのはむしろコンセイユ・デタおよび破毀院の付託権である。

第3に、憲法院は、付託された合憲性の問題を審査するのであって、この合憲性の問題が主張される契機となった訴訟自体とは別個独立して判断するという点である。これは、憲法院が通常の裁判機関ではなく、憲法上の特別な機関であり、違憲審査においても憲法判断のみを行うという、いわば第五共和制憲法における憲法院の位置づけや役割からすれば、きわめて当然のことであるとい

える。したがって、抗弁による事後的違憲審査制においては、訴訟に付随して合憲性の問題が提起されるが、憲法院に付託された時点で、付随的な性質が消失して、独立した合憲性の問題として判断されることになる。

第4に、市民による違憲の抗弁が憲法院に付託されるには、コンセイユ・デタまたは破毀院の判断が必要とされているという点である。訴訟に際して当事者が合憲性の問題を提起したとしても、憲法院に付託されるためには、コンセイユ・デタおよび破毀院が付託することの妥当性について判断し、場合によっては憲法院に移送しない決定をすることも当然ありうるわけである。したがって、憲法院による合憲性の審査の前段階として、コンセイユ・デタおよび破毀院による判断が介在するわけで、これらの機関の役割が非常に重要なものとなっているといえる。

第5に、憲法院により違憲と宣言された法律の規定は廃止されるという点である。第62条第2項よれば、「憲法院の判決の公表以後またはこの判決の定める期日以後」に廃止され、憲法院が「当該規定により生じた効力が再検討されるための要件および範囲を決定する」のであるが、具体的に、この廃止されることになる規定に基づいて講じられてきた措置などの問題をどのように処理するのか、すべて憲法院が取り扱えるのか、懸念すべき点も多い。

第6に、違憲の抗弁として主張された合憲性の問題が、コンセイユ・デタまたは破毀院の移送によって、憲法院に付託されることから、憲法院が実質的に最上位の裁判所としての地位を獲得することになるという点である。たしかに、従前は、コンセイユ・デタが、行政訴訟に関して、行政裁判所としては最高裁判所の地位・役割を有し、また、破毀院が、民事訴訟・刑事訴訟に関して、司法裁判所としての最高裁判所の地位・役割をもち、憲法院は、憲法問題についての唯一の判断機関であったが、この事後的違憲審査制におけるシステムによって、コンセイユ・デタおよび破毀院に優位する最上位の裁判所として位置づけられるという面がある。しかし、憲法院が判断するのは、まさに憲法問題についてのみであり、この領域における最高裁判所としての地位は、そもそも第五共和制憲法によって認められているものである。

組織法律により具体化された「合憲性の優先問題」における特質と問題点

憲法上創設された「抗弁による事後的違憲審査制」は、憲法第61-1条第2項に基づいて定められた2009年12月10日組織法律によって、具体的な要件が定められ、「合憲性の優先問題」として適用されることになったが、その特質と問題点としては、以下の点を指摘することができる。⁽³⁸⁾

第1に、「合憲性の優先問題」を提起して、憲法院による合憲性判断の結論に至るまで、3つの段階の裁判所の判断がなされるという点である。最初に、裁判所に係争中の訴訟に際して、当事者が「合憲性の優先問題」を提起した場合に、提起された裁判所は、1958年11月7日オルドナンス第23-2条第1項に定められた3つの要件に基づいて、コンセイユ・デタまたは破毀院への移送について直ちに判断する。ついで、「合憲性の優先問題」の移送を受けたコンセイユ・デタまたは破毀院は、同第23-4条に定められた3つの要件に基づいて、憲法院への移送を3カ月以内に判断する。そして、付託を受けた憲法院は、同第23-10条により、3か月以内にその合憲性について判断する。このように、「合憲性の優先問題」の提起から憲法院による結論に至るまで、通常の場合には、受

訴訟裁判所、コンセイユ・デタまたは破毀院、そして憲法院という、3つの裁判所の判断が必要とされているのである。ただし、受訴裁判所やコンセイユ・デタおよび破毀院による判断は、「合憲性の優先問題」の移送について、定められている要件を充足するものか否かを判断するのであり、合憲性の判断を行うのは、憲法院のみである。また、同第23-5条に規定されているように、コンセイユ・デタまたは破毀院における審理において「合憲性の優先問題」が提起された場合には、憲法院への移送について提起から3カ月以内に、自らが判断を行うのみで、憲法院に付託されることになる。⁽³⁹⁾このように複数の裁判所の判断が要請されることで、手続上の複雑性や煩雑性、解決までの期間の延長など手続上の問題のみでなく、関係する裁判所間の判断における見解の異同による問題などが想定される。

第2に、憲法改正により新たに創設された事後的違憲審査制について、組織法律をはじめとする関連法令が制定されて、この制度の適用の具体的な条件が整備されているという点である。憲法第61-1条自体の施行も、この適用の要件を定めた組織法律の施行をまって、行われている。実際に、「憲法第61-1条の適用に関する2009年12月10日組織法律（2009-1523号）」が制定され、さらに、命令の性質をもつ法令として、「憲法第61-1条の適用に関する2009年12月10日組織法律（2009-1523号）の適用に関する2010年2月16日デクレ（2010-148号）」、および「コンセイユ・デタ、破毀院および憲法院による「合憲性の優先問題」の審査の場合における司法援助の継続性に関する2010年2月16日デクレ（2010-149号）」、憲法院の内部規則として、「合憲性の優先問題について憲法院で執るべき手続に関する内部規則」が定められている。このように、事後的違憲審査制の適用に関して、関係法令を整備し、手続上も具体的な規定をにおいて、運用が行われるようになっている。

第3に、「合憲性の優先問題」が憲法院に付託された場合には、本案訴訟とは別個の独立した案件の問題として憲法院で取り扱われるという点である。「合憲性の優先問題」は、裁判所またはコンセイユ・デタもしくは破毀院において訴訟に際して提起された場合に、その本案訴訟に付随する案件として位置づけられ、移送するかどうか、本案訴訟の判決を延期するかどうか、各裁判所が判断することになる。しかし、この「合憲性の優先問題」がひとたび憲法院に係属した場合には、もはや本案訴訟とは関係なく、憲法院がその合憲性について審査する独立の案件として位置づけられるのである。

第4に、すでに憲法院の判決によって合憲と宣言されたものは、原則として「合憲性の優先問題」の対象とはならない点である。1958年11月7日オールドナンス第23-2条第1項で規定された移送の3つの要件において、第2号は、「当該規定が、憲法院判決の理由および主文において、すでに合憲と宣言されたものでないこと」と定めており、「事情変更がある場合を除いて」は、すでに憲法院の判決によって合憲と宣言された法律の規定は、移送の対象とならない。この要件は、同第23-4条および第23-5条第3項で、コンセイユ・デタおよび破毀院による憲法院への移送についても、適用されている。したがって、「合憲性の優先問題」が憲法院に付託されるためには、当該法律の規定が、いまだ憲法院による合憲との宣言がなされていないことが必要であり、「事情変更がある場合」でない限り、すでに合憲と宣言された規定を対象とした申立てはできないことになる。このような場合には、「事情変更」を理由として、申立てを提起する必要がある。

第5に、「合憲性の問題」が「優先」される、すなわち「憲法適合性の問題」と「国際協約適合性の問題」がともに提起された場合には、まず前者が優先的に判断されるという点である。同オールドナンス第23-2条第2項および第23-5条第2項において、「合憲性の問題」の移送について優先して判断しなければならないことが定められている。これは、2009年12月10日組織法律が「合憲性の『優先』問題」との名称で性格づけた点であり、国内法秩序における憲法院の合憲性審査の重要性を示した部分でもある。

5. おわりに

フランスにおける違憲審査制は、1958年に制定された第五共和制憲法の下で、憲法院による違憲審査権の行使によって展開されてきた。それ以前において、共和主義原理が確立した第三共和制の下では、議会の制定した法律に対する審査という考え方自体が、国民主権原理や議会主義に反するものとみなされ、また、議会中心の統治構造をさらに強めた第四共和制憲法では、議会内部の憲法委員会が、議会の制定する法律によって憲法改正の必要があるかどうかを検討するもので、憲法に違反する法律を無効とし憲法の保障する規定や原理を保護するというものではなかった。これに対して、第五共和制憲法は、議会中心主義から大統領中心の統治構造に転換し、新たに設置された憲法院は、各機関の憲法上の権限の逸脱がないよう監視・調整する政治的機関として登場したものであるが、法律等に対する違憲審査権の積極的な行使によって、しだいに裁判機関・人権保障機関としての性格を強めてきた。

憲法院による違憲審査制は、もともと法律の施行前にその合憲性審査を行う事前的な抽象的違憲審査制であった。憲法第61条の規定によれば、第1項では、組織法律については審署前に、国会両院の議員規則についてはその施行前に、必要的に憲法院の合憲性審査に付託されなければならない(さらに、2008年7月23日憲法改正により、第11条に定める議員提出法律案については国民投票付託前に憲法院の審査に付託されることが追加されている)、第2項では、通常法律については審署前に、大統領、首相、国民議会議長および元老院議長によって付託することができるものとされていた(さらに、1974年10月29日憲法改正後は、60名の国民議会議員または60名の元老院議員によっても付託できることが追加された)。このような事前的違憲審査制においては、施行後の法律について違憲審査を行うことは当然できず、また、通常法律に対する違憲審査の場合に憲法院に提訴できるのは、限られた国家機関だけであった。このような中で、とりわけ1974年の憲法改正により憲法院への提訴権者が拡大されたことによって、実際において法律の合憲性審査のシステムが機能し、憲法院による違憲審査権の行使が活発化して、現実の憲法運用の中で人権保障が確保されるようになった。

しかし、法律が実際に施行された後に、市民の人権や自由がこの法律により侵害される状況が生じたとしても、その違憲性を争うことはできず、事前的違憲審査制の運用においても、提訴できる者が一定の国家機関に限られた状況では、人権保障の観点からは、必ずしも十分な制度とはいえない

い面があった。それゆえに、市民による違憲の抗弁に基づく事後的な違憲審査制を導入しようとする憲法改正の試みが、1990年の改正案および1993年の改正案において示されたが、実現には至らなかった。このような中で、2008年7月23日の憲法改正によって、憲法院が、従来までの事前の違憲審査に加えて、市民からの違憲の抗弁による事後の違憲審査も対象としたことは、人権保障の観点からは、きわめて大きな意味があり、憲法院自体も憲法裁判所としての機能をますます強めるものといえることができる。

このような違憲の抗弁による事後的違憲審査制は、「合憲性の優先問題」を提起するというかたちで運用が始まったが、その評価はこれから問われることになる。

<注>

- (1) 2008年7月23日憲法的法律(第2008-724号)による第五共和制憲法の24回目の改正は、その内容と規模からして、これまでで最も大掛かりな改正となった。2008年7月23日憲法改正の状況については、藤野美都子「フランス民主主義の勝利? 2008年7月23日憲法的法律」『ジュリスト』第1365号(2008年)102頁、曾我部真裕「フランスの2008年憲法改正の経緯」『法学教室』338号(2008年)4頁-5頁、南野森「フランス 2008年7月の憲法改正について」『法律時報』81巻4号(2009年)92頁以下、光信一宏「15 フランス共和国」(阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』第四版、有信堂、2009年)389頁以下、三輪和宏「フランスの統治機構改革 2008年7月23日の共和国憲法改正」『レファレンス』700号(2009年)59頁以下、三輪和宏「2008年7月23日のフランス共和国憲法改正」『外国の立法』240号(2009年)139頁以下、拙稿「2008年7月23日憲法改正とフランス第五共和制憲法における統治制度の改革」『中京大学社会科学研究所』30巻1-2号(2010年)1頁以下、辻村みよ子「2008年7月23日大改正の意義と要点」『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』(有信堂、2010年)15頁以下、参照。なお、2008年7月23日憲法改正後の第五共和制憲法の条文については、以下のものを参照。Constitution française du 4 octobre 1958, Documents d'études n°1.04, édition 2008, La documentation Française, La Constitution: Constitution du 4 octobre 1958, Legifrance.gouv.fr, <<http://www.legifrance.gouv.fr/html/constitution/constitution.htm>>.
- (2) この改正の基本ラインを示した「第五共和制の諸制度の現代化と均衡回復についての検討及び提案委員会」(通称「バラデュール委員会」といわれる)の報告書が、2007年10月29日にサルコジ大統領に提出されたが、この報告書は、「よりよく統制された執行権」(Un pouvoir exécutif mieux contrôlé)、**「強化された国会」**(Un Parlement renforcé)、**「市民のための新たな諸権利」**(Des droits nouveaux pour les citoyens)、の3つの章から構成され、全体として77項目の具体的な改正提案を含む極めて詳細なものとなっていた。拙稿・前掲注(1)13頁-15頁参照。なお、バラデュール委員会の報告書については、以下のものを参照。Comité de réflexion et de proposition sur la modernization et le rééquilibrage des institutions de la V^e République, Une V^e République plus démocratique, Fayard, La documentation Française, 2008.
- (3) 2008年7月23日憲法改正における国民投票制度にかかわる改正点については、拙稿「フランス第五共和制憲法における国民投票制度と2008年7月23日憲法改正」『CHUKYO LAWYER』11号(2009年)1頁以下、参照。
- (4) 2008年7月23日憲法改正における政府の対議会責任制にかかわる改正点については、拙稿「フランス第五共和制憲法における政府の対議会責任制と2008年7月23日憲法改正」『CHUKYO

- LAWYER』10号(2009年)7頁以下、参照。
- (5) 2008年7月23日憲法改正による第61-1条の新設によって定められた事後的違憲審査制については、今関源成「フランス憲法院への事後審査制導入 『優先的憲法問題 question prioritaire de constitutionnalité』」『早稲田法学』85巻3号(2010年)21頁以下、辻村みよ子「フランス型違憲審査制の展開」『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』(有信堂、2010年)131頁以下、池田晴奈「フランス憲法院の事後審査に関する憲法61条の1の創設 2008年憲法改正による市民への提訴権拡大の動向」『同志社法学』62巻3号(2010年)207頁以下[池田]、同「市民の提訴に基づく初のフランス憲法院判決 憲法61条の1の適用に関する組織法律制定から2010年5月28日判決に至るまで」『同志社法学』62巻4号(2010年)469頁以下[池田]、参照。
- (6) このような市民による違憲の抗弁に基づく事後的な違憲審査制の導入は、ミッテラン政権の下で、1990年3月30日に提出された憲法改正案ならびに1993年3月10日に提出された憲法改正案においても提案されていたが、いずれも改正には至らなかったものである。ミッテラン政権の下での1990年の憲法改正の試み、ならびに1993年の憲法改正の試みについては、拙稿「フランスにおける憲法改正と統治構造の変容(2)」『法学新報』108巻4号(2001年)149頁-115頁、参照。
- (7) 2008年7月23日憲法改正における統治制度の改革の特質については、拙稿・前掲注(1)35頁-39頁参照。
- (8) 「憲法院」に関する第7章の改正については、拙稿・前掲注(1)28頁-30頁参照。
- (9) 2008年7月23日憲法改正後の第五共和制憲法の条文については、以下のものを参照。
Constitution française du 4 octobre 1958, Documents d'études n°1.04, édition 2008, La documentation Française, La Constitution: Constitution du 4 octobre 1958, Legifrance.gouv.fr, <<http://www.legifrance.gouv.fr/html/constitution/constitution.htm>>.
- (10) Marc Guillaume, QPC: textes applicables et premières décisions, Les Nouveaux Cahiers du Conseil Constitutionnel, n°29, 2010, p.21.
- (11) 辻村・前掲注(1)145頁参照。
- (12) Loi organique n° 2009-1523 du 10 décembre 2009 relative à l'application de l'article 61-1 de la Constitution, Journal officiel de 11 décembre 2009, p.21379.
- (13) 憲法第61条第1項により、「組織法律 (loi organique)」は、国会による採択の後、大統領による審署の前に、必ず憲法院に付託され、その憲法適合性について裁決されなければならないことになっている。これに対して、通常の「法律 (loi)」(通常法律 loi ordinaire) の場合には、憲法院による事前の違憲審査は、必要的なものではなく、同条第2項により、国会による採択の後に、大統領、首相、両院議長および60名以上の国会議員が、審署前に憲法院に付託できるものとされている。
- (14) C.C., Décision n° 2009-595 DC du 3 décembre 2009, Journal officiel du 11 décembre 2009, p.21381.
- (15) 12 question-réponses sur la question prioritaire de constitutionnalité, Les Nouveaux Cahiers du Conseil Constitutionnel, n°29, 2010, p.122.
- (16) M. Guillaume, op.cit., p.22.
- (17) V., M. Guillaume, op.cit., pp.24-33.
- (18) C.C., Décision n° 62-20 DC du 6 novembre 1962, Journal officiel du 7 novembre 1962, p.10778.
- (19) 辻村・前掲注(1)100頁参照。
- (20) 12 question-réponses sur la question prioritaire de constitutionnalité, op.cit., pp.121-122.
- (21) V., M. Guillaume, op.cit., pp.33-42.

- (22) V., M. Guillaume, op.cit., pp.42-45.
- (23) V., M. Guillaume, op.cit., pp.46-48.
- (24) 最高裁判所としてのコンセイユ・デタおよび破毀院によるこの要件の運用と評価が、事後的違憲審査制としての「合憲性の優先問題」のシステムを導入した改革の成否の決定的な要素の一つとなっていると指摘されている。M. Guillaume, op.cit., p.47.
- (25) V., M. Guillaume, op.cit., pp.48-50.
- (26) Loi organique n° 2010-830 du 22 juillet 2010 relative à l'application de l'article 65 de la Constitution,
- (27) V., M. Guillaume, op.cit., pp.50-51.
- (28) V., M. Guillaume, op.cit., pp.52-54.
- (29) Décision du 4 février 2010, Journal officiel du 18 février 2010, p.2986, Décision du 24 juin 2010, Journal officiel du 23 juillet 2010, p.13615.
- (30) V., M. Guillaume, op.cit., pp.54-55.
- (31) V., M. Guillaume, op.cit., pp.55-56.
- (32) V., M. Guillaume, op.cit., pp.56-59.
- (33) V., M. Guillaume, op.cit., pp.60-61.
- (34) Décret n° 2010-149 du 16 février 2010 relatif à la continuité de l'aide juridictionnelle en cas d'examen de la question prioritaire de constitutionnalité par le Conseil d'Etat, la Cour de cassation et le Conseil constitutionnel.
- (35) Décision n° 2010-1 QPC du 28 mai 2010, Cnsorts L. [Cristallisation des pensions], Journal officiel du 29 mai 2010, p.9728, [Non conformité totale avec effet différé]. 本判決については、前掲注(5)・池田 477頁以下参照。
- (36) V., Conseil Constitutionnel - Les decisions QPC, <http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/print/48300.htm>.
- (37) 違憲の抗弁による事後的違憲審査制の導入に伴う問題点の指摘としては、辻村・前掲注(1) 37-38頁参照。
- (38) 事後的違憲審査制の運用による問題点の指摘としては、辻村・前掲注(5) 156-158頁参照。
- (39) さらに、1958年11月7日オールドナンス第2編第2章の2の「合憲性の優先問題について」の諸規定には明示の規定がないものの、憲法第59条により、国会議員選挙の争訟について裁定する憲法院は、この争訟において「合憲性の優先問題」が提起された場合に、憲法院がこれを受理したときには、提起されてから3カ月以内に、その合憲性を判断するものと想定される。